

役員（理事・監事）の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、理事・監事（以下「役員」という。）の報酬の支給基準並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法の法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事を役員という。
- （2）常勤役員とは、理事のうち法人業務を週3日以上行うこと出来る者であり、法人を主たる勤務場所とする者を言い且つ、法人の評議員会で常勤役員と認められたものを言う。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益の名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給等）

第3条 法人は、常勤役員及び非常勤役員の勤務形態及び職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、法人の事業所の職員として勤務する理事は、別に定める職員の給与規程により支給し、この規程には該当しない。

- 2 常勤役員には、（別表）常勤役員俸給表に基づき役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員は、（別表）の業務に応じた非常勤役員報酬を支給する。
- 4 役員には、役員賞与を支給しない。
- 5 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

（報酬の額の決定）

第4条 法人の常勤役員の報酬月額、（別表）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、勤務実態、経験年数、能力、個

人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価して評議員会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事及び監事の報酬総額は下記のとおりとする。

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理事	5人	6,500,000円以内
監事	2人	300,000円以内

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(報酬の日割り計算)

- 第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

- 第7条 法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員が、本会のための研修に参加した場合等は、別に定める職員の旅費規程により交通費、宿泊費、日当等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として定める公表するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1年 6 月 14 日から施行する。

(別表)

1 常勤役員俸給表

号俸	月額 (円)	号俸	月額 (円)
1号	200,000	13号	430,000
2号	220,000	14号	450,000
3号	240,000	15号	480,000
4号	260,000	16号	500,000
5号	280,000	17号	520,000
6号	300,000	18号	540,000
7号	310,000	19号	580,000
8号	320,000	20号	600,000
9号	330,000	21号	630,000
10号	350,000	22号	650,000
11号	380,000	23号	680,000
12号	400,000	24号	700,000

(別表) 2 非常勤役員報酬

理事会・評議員会へ出席したとき 1日4時間以内 12,000円 1日4時間以上 16,000円
※ 同日に評議員会及び理事会（原則、理事長及び業務執行理事を決定する理事会）に出席する非常勤監事の場合は、4時間以内の報酬にプラス3,000円を上乗せして支給する。
本会の発展に寄与するための外部研修の参加並びにその任を果たすための情報収集等を行った場合、その他法人業務に携わった場合、ただし理事長が認めたものに限る 1日 12,000円
評議員会選任・解任委員会及び本会が必要と認めた会議に等に出席したとき 1日 12,000円